

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	福島県事務委任規則の一部を改正する規則	四
規則	福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	四
規則	福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	四
訓令	福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	四
告示	一般競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該入札に参加するものに必要な資格等を定める件	四
告示	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	四
告示	福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	四
公告	福島県税条例等に基づき延長した県税に係る申告、納付等の期限を指定した件	四
公告	一般競争入札を行う件二件	四
公告	地域森林計画の変更案を定めた件四件	四
公告	都市計画事業の認可の告示があった件	四
公告	随意契約の相手方を決定した件	四
公告	福島県収入委員会	四
公告	裁決書の正本を公示送達するため告示する件	四
規則	福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県自然環境保全条例施行規則の一部	四

を改正する規則及び福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三十二号を次のように改める。

三十二 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第七条の規定による報告の受理
- (2) 第十二条第一項の規定による指導及び助言
- (3) 第十二条第二項の規定による指示
- (4) 第十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (5) 第十五条第一項の規定による指導及び助言
- (6) 第十五条第二項の規定による指示
- (7) 第十五条第四項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (8) 第十六条第二項の規定による指導及び助言
- (9) 第十七条第一項の規定による申請の受理
- (10) 第十七条第三項の規定による認定
- (11) 第十七条第十項後段の規定による通知
- (12) 第十八条第二項で準用する第十七条第一項の規定による申請の受理
- (13) 第十八条第二項で準用する第十七条第三項の規定による認定
- (14) 第十八条第二項で準用する第十七条第十項後段の規定による通知
- (15) 第十九条の規定による報告の徴収
- (16) 第二十条の規定による改善命令
- (17) 第二十一条の規定による認定の取消し
- (18) 第二十二条第一項の規定による申請の受理
- (19) 第二十二条第二項の規定による認定
- (20) 第二十三条の規定による認定の取消し
- (21) 第二十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (22) 第二十五条第一項の規定による申請の受理
- (23) 第二十五条第二項の規定による認定
- (24) 第二十七条第一項の規定による指導及び助言
- (25) 第二十七条第二項の規定による指示
- (26) 第二十七条第四項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (27) 附則第三条第一項の規定による報告の受理
- (28) 附則第三条第三項で準用する第十二条第一項の規定による指導及び助言

(23) 第25条第1項の規定による申請の受理	
(24) 第25条第2項の規定による認定	
(25) 第27条第1項の規定による指導及び助言	
(26) 第27条第2項の規定による指示	
(27) 第27条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査	
(28) 附則第3条第1項の規定による報告の受理	
(29) 附則第3条第3項で準用する第8条第3項の規定による代執行等	○
(30) 附則第3条第3項で準用する第12条第1項の規定による指導及び助言	
(31) 附則第3条第3項で準用する第12条第2項の規定による指示	○
(32) 附則第3条第3項で準用する第13条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	○

附 則

この訓令は、平成二十六年二月七日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第五十八号

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条の規定により、一般競争入札の方法により自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

平成二十六年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 第一 資格の審査を受けることができない者
- 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - 二 県税を滞納している者

- 三 消費税又は地方消費税を滞納している者
 - 四 自動販売機の設置業務において、二年以上継続した管理及び運営の実績を有していない者
 - 五 法人にあつては福島県内に本店、支店又は営業所を有していない者、個人にあつては福島県内において事業を営んでいない者
 - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者
- 第二 資格及びその有効期間
- 資格は申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 第五の第一号の定例申請に係る資格 西暦における偶数年（以下単に「偶数年」という。）の四月一日から二年間
 - 二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格の認定を受けた日から前号に定める期間の満了する日までの期間
- 第三 資格の喪失
- 資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。
- 第四 資格の審査の申請方法
- 資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書等を知事に提出しなければならない。
- 第五 資格の審査の申請時期
- 一 定例申請 偶数年の二月一日から同月二十八日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）（ただし、平成二十六年度における定例申請については、平成二十六年二月十日から同月二十八日までとする。）
 - 二 随時申請 平成二十六年四月一日から、休日等を除き、随時に受け付ける。
- 第六 申請書等の提出先
- 福島県総務部文書管財総室財産管理課（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 第七 資格の審査の結果の通知
- 資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。
- 第八 変更の届出
- 資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。
- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 住所又は所在地
- 第九 その他審査又は認定の内容に変更を生じさせる事項
- この告示に関する問い合わせ先

福島県総務部文書管財総室財産管理課

(財産管理課)

福島県告示第五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年二月七日から同年三月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン鏡石ショッピングセンター 福島県岩瀬郡鏡石町桜岡三百七十五番九ほか
- 二 法第八条第一項の規定により鏡石町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年一月三十日次のとおり指定した。

平成二十六年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
福島県庁消費組合	福島市杉妻町五番	平成二十六年二月三日から平成	福島市中町一番一九号
鈴木 正晃	組合長 七五号	三〇年九月三〇日まで	

(出納総務課)

公 告

公告第二十九号

福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件(平成二十三年公告第五十六号)の二の指定する期日のうち、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の地域に本店を有する法人に係る法人県民税及び法人事業税に係る期日については、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十日までの間に到来するものにあつては同月三十一日とする。

平成二十六年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

(税 務 課)

公告第30号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年2月7日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年3月3日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部財務総室税務システム課
電話024-521-7731

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年3月3日（月）午後5時15分まで必着とする。

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成26年2月7日（金）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月11日（火）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成26年2月28日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年3月26日（水）午前10時
- (2) 場所 福島県自治会館3階303会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年3月25日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成26年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and operation of taxation system for Fukushima Prefectural Government 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 26 March 2014

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 25 March 2014

(4) Contact point for the notice : Taxation System Division, Finance Office, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7731

(税務システム課)

公告第31号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年2月7日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の件名及び数量 県庁舎等清掃業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 共通仕様書及び特記仕様書による。

(3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所 特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成26年4月1日に登録を受けていることが事実であること。

イ ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成26年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。

ウ ビル管理法第2条第1項に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成23年1月1日以降、12月以上継続して履行した

実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年3月3日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-7080

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所、入札書の提出場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年3月25日(火)午後1時30分

福島県庁本庁舎5階正庁 福島市杉妻町2番16号

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年3月24日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成26年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Prefectural Government Office Cleaning Service 1set

(2) Time-limit of tender(by hand): 1:30 p.m, 25 March 2014

(3) Time-limit of tender(by mail): 5:15 p.m, 24 March 2014

(4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives & Property Management Office, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL.024-521-7080

(施設管理課)

公告第三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

阿武隈川地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十六年二月七日から同年三月七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部
(森林計画課)

公告第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十六年二月七日から同年三月七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部
(森林計画課)

公告第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十六年二月七日から同年三月七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部
(森林計画課)

公告第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十六年二月七日から同年三月七日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び福島県いわき農林事務所森林林業部
(森林計画課)

公告第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
二本松都市計画 下水道事業阿武隈川上流域下水道（二本松処理区） (旧名称) 二本松都市計画 下水道事業阿武	福島県	福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部都市総室下水道課	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

隈川あたたら流
域下水道（二本
松処理区）

（下水道課）

公告第37号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年2月7日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター） 600 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年1月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
栃木ハイトラスト株式会社 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
42,000円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総 務 課）

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県土木部土木総室土木総務課用地室）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十六年二月七日

福島県収用委員会

会長 笠間 善 裕

一 書類の名称

平成二十六年一月三十日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本

二 書類の送達を受けるべき者の氏名又は名称及び住所又は所在地

氏名（名称）	住所（所在地）
不明 （福島県相馬市玉野字スゲカリ一番二六七、同所一番二六八、同所一番二六九、同所一番二七一、同所一番二七三、同所一番二七四、同所一番二七五、同所一番二七八、同所一番二七九、同所一番二八〇、同所一番二八一、同所一番二八二、同所一番二八三、同所一番二八五、同所一番二八六、同所一番二八八、同所一番二九〇及び同所一番二九二の土地に存する立木の所有者）	不明

三 その他

前記書類を受領しないときは、平成二十六年二月二十八日をもって送達があつたものとみなされます。